

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一^{ページ}

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

三

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日^{に当たる}ときは翌日)

号外(三) 平成二十八年 四月 一日

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中十七の項を削り、五十三の項を五十五の項とし、四十六の項から五十二の項までを二項ずつ繰り下げ、同表四十五の項に次のように加える。

2 林業普及指導 業務に従事する 職員	作業服(上・下)	一着	一年
	防寒服	一着	三年
長靴	一足	三年	

別表四十五の項を同表四十七の項とし、同表四十四の項第二号を削り、同項を同表四十六の項とし、同表中四十三の項を四十五の項とし、四十二の項を四十四の項とし、同表四十一の項第一号中

長靴	一足	一年
----	----	----

を

防寒服	一着	三年
-----	----	----

に改め、同項を同

平成二十八年四月一日

長靴 一足 一年

表四十三の項とし、同表中四十の項を四十二の項とし、三十四の項から三十九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三十三の項中「安全靴」を「安全靴」

を「安全靴」

に改め、同項を同表三十五の項とし、同表中三十二の項を三十四の項とし、二十

二の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二十一の項中「都市建築部公共建築住宅課」を「都市建築部公共建築課」に改め、同項を同表二十二の項とし、同項の次に次のように加える。

二十三 都市建築部住宅課	1 現場業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
		防寒服	一着	三年	
		安全靴	一足	三年	

別表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十六の項を十八の項とし、三の項から十五の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 清流の国推進部地域スポーツ課	1 現場業務に従事する職員(施設管理に関する業務に従事する職員に限る。)	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
		防寒服	一着	三年	
		安全靴	一足	三年	
四 危機管理部危機管理政策課	1 現場業務に従事する職員(防災情報通信システムの整)	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	三年	
		防寒服	一着	三年	
		長靴又は安全靴	一足	三年	担当

備及び運用管理に関する業務に従事する職員に限る。)	に長靴又は安全靴のいずれかとする。
---------------------------	-------------------

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百四十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
年 齢 階 層		
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三二二円

三十五歳以上四十歳未満	六、五七二円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二二、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

岐阜県告示第二百四十四号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断」を「健康管理」に、「第二十二条」を「第二十二條の二」に改める。

第五条第四号中「健康福祉部次長」の下に「技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長が産業医の資格を有しない場合にあつては、その資格を有する者のうちから知事が指名する者。以下同じ。」を加え、「資格を有する」を「その資格を有する」に改め、「他の保健所長」の下に「のうちから知事が指名する者。以下同じ。」を加える。

「第四章 健康診断」を「第四章 健康管理」に改める。

第十八条の見出しを「健康診断の種類等」に改める。

第十九条の見出しを「健康診断の実施」に改める。

第二十一条の見出しを「健康診断結果の報告」に改め、同条第一項中「地区安全衛生管理責任者」を削る。

第二十二条第二項中「地区安全衛生管理責任者」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第二十二条の二 総括安全衛生管理者は、職員に対し、健康管理医又は衛生管理者による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「心理的負担検査」という。）を実施しなければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、心理的負担検査の結果の保管について準用する。

この場合において、同条第一項中「総括安全衛生管理者」とあるのは、「健康管理医又は衛生管理者」とする。

3 心理的負担検査を実施するために必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

第二十三条の二第一項中「健康診断」の下に「又は心理的負担検査」を加える。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

